第２　未確定一般更生債権
１　確定前の取扱い
未確定一般更生債権については、確定するまでの間、弁済を実施しない。
２　確定後の取扱い
未確定一般更生債権が確定したときは、第３章第３節及び第４節の定めを適用する。
この場合において、既に弁済期が経過している未払金がある場合には、未確定一般更生債権が確定した日から１ヶ月以内に弁済する。弁済期到来までに１ヶ月未満の場合も同様とする。
なお、未確定一般更生債権のうち、新たに確定した額について、遅延損害金は付さないものとする。
第６章　弁済資金の調達方法等（省略）
第７章　担保権の措置
第１節　存続する担保権
第１　担保権の存続
別表12「存続する担保権一覧表」記載のリースにかかる担保権は、更生計画認可決定後も、リース期間満了日までの間、別表13「担保権の目的一覧表」の「新しい債権額」欄記載の限度で存続する。
第２　リース物件の使用継続
管財人は、リース期間満了日までの間、引き続きリース物件を使用することができる。
第２節　存続しない担保権
更生会社の財産上に存する担保権で、前節に存続する担保権として掲げた担保権以外の担保権（以下「存続しない担保権」という。）は、更生計画認可決定時に全て消滅する。
存続しない担保権にかかる担保権者は、当該担保権について担保権設定登記又は登録がある場合は、当該設定登記又は登録の抹消手続をする。
この場合、存続しない担保権にかかる担保権者は、管財人から要請があった後、２週間以内に、当該担保権設定登記又は登録の抹消手続に必要な一切の書類を管財人に交付しなければならない。
第８章　更生会社の措置
第１節　株主等の権利の変更
第１　更生会社による全株式及び新株予約権の取得及び消却
更生会社は、本章第２節の定めに従って発行される募集株式発行に先立ち、募集株式にかかる金銭の払込みがされる日（以下「募集株式効力発生日」という。）を効力発生日として、募集株式効力発生日の直前における更生会社の発行済株式118万6890株全部を無償で取得し、同日、その保有する自己株式全部を消却する。
また、更生会社は、更生計画認可決定日をもって、更生会社の発行済新株予約権の全てを無償で取得し、同日、その保有する新株予約権の全部を消却する。
第２　資本金の額の減少
更生会社は、その資本金の額50億円を減少する。資本金の額の減少の効力は、募集株式効力発生日において生じる。
第３　資本準備金の額の減少
更生会社は、その資本準備金の額1,493,162,878円を減少する。資本準備金の額の減少の効力は、募集株式効力発生日において生じる。
第２節　募集株式の発行
第１　募集事項の決定
更生会社は、次のとおり募集株式を発行する。
①　募集株式の種類：普通株式
②　１株の払込金額：1000円
③　募集株式の数：30万株
④　募集株式と引換えにする金銭の払込期日：管財人及びＡＰＷが別途協議の上合意して定める日
⑤　増加する資本金及び資本準備金に関する事項：
増加する資本金　　１億5000万円
増加する資本準備金　１億5000万円
第２　募集株式の割当て
本節第１の募集株式の全部をＡＰＷ（本店所在地：東京都港区虎ノ門四丁目１番28号　虎ノ門タワーズオフィス17階）に割り当てる。
ソフトバンクは、同社とＡＰＷとの間の平成22年９月22日付株式譲渡契約に基づき、上記割当てに基づく払込み後直ちに、ＡＰＷより当該株式全てを譲り受ける。
第３　募集事項の変更
管財人は、ＡＰＷと同意することにより、裁判所の許可を得て、本節第１の募集事項を変更することができる。
第３節　配当の制限
更生手続中は、株主に対する配当を行わない。
第４節　株式の譲渡
取締役会は、会社法第136条又は第137条の規定による譲渡の承認の請求があった場合には、その処置について、管財人の意見を聴かなければならない。この場合に管財人としての意見を述べるには、法律家管財人（若しくは法律顧問）及び事業家管財人は、協議の上、裁判所の許可を得なければならない。
第５節　定款の変更
更生会社は、定款を別表15記載のとおり変更する。
第６節　役員等
第１　取締役の選任（省略）
第２　監査役の選任（省略）
第３　会計監査人の選任（省略）
第４　代表取締役の選定（省略）
第５　取締役、監査役及び会計監査人の任期（省略）
第６　役員等の変更、補充又は増員（省略）
第７節　会社分割
更生会社は、以下の条件に従い吸収分割を行いWireless City Planning株式会社（以下「ＷＣＰ」という。）に更生会社のＸＧＰ事業を承継させる（以下「本会社分割」という。）。但し、管財人、ＡＰＴ投資事業有限責任組合、United Wireless Technologies, L. P.、Cayman Pulsar Investment, L. P.、Cayman Orchid Investment, L. P. 及びＷＣＰが合意することにより、効力発生日までの間、裁判所の許可を得て、本会社分割の条件及び内容を変更することができる。
第１　吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所
１　吸収分割会社
商号　株式会社ウィルコム
住所　東京都港区虎ノ門三丁目４番７号
２　吸収分割承継会社
商号　Wireless City Planning株式会社
住所　東京都港区東新橋一丁目９番１号
第２　承継する資産、債務、権利義務
更生会社は、本会社分割に際し、効力発生日（本節第４に定める。以下同様。）において別表16「承継する資産、債務、権利義務一覧表」記載の資産、債務及び権利義務をＷＣＰに承継させ、ＷＣＰはこれを承継する（以下、当該承継される資産、債務及び権利義務を併せて「承継権利義務等」という。）。
第３　吸収分割に際して交付する金銭等に関する事項
ＷＣＰは、本会社分割に際して、更生会社に対し、本会社分割により承継する承継権利義務等に代わり、10億円を効力発生日に交付する。
第４　効力発生日
本会社分割の効力発生日は、更生会社の更生計画認可決定日から３ヶ月以内の日（更生計画認可決定日から３ヶ月以内に認可決定が確定しなかった場合にあっては、認可決定確定後１ヶ月以内の日）で、管財人及びＷＣＰが別途協議のうえ合意して定める日とする。
第９章　争いの落着しない権利に関する措置（省略）
第10章　その他の事項（省略）
別表１ないし18（省略）

東京地方裁判所民事第８部